

社会福祉法人いなべ市社会福祉協議会「福祉委員会活動助成事業」実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、いなべ市及びいなべ市社会福祉協議会が推進する地域福祉活動の基礎組織である「福祉委員会」の設置において、助成金を交付することにより、その立ち上げと活動の継続を支援し、もって地域福祉の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 福祉委員会とは、地域住民の参画により、自主的・主体的に運営する住民主体の組織をいい、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の4第2項第5号に規定する生活支援体制整備事業の活動圏域（第2層）に位置付けるものとする。

2 福祉委員会を設置する単位は、自治会単位から小学校区単位を基本とし、住民による福祉活動が効果的・効率的に実践できる範囲とする。

3 福祉委員会は、自治会長が選任した福祉委員長を中心に、地域の福祉活動組織やボランティアなど（自治会、民生委員・児童委員、老人会、その他団体など）で構成するものとする。

4 福祉委員会は、その活動として、次のいずれにも取り組むものとする。

(1) 当該地区における課題等の把握と情報共有（見える化）、及び解決に向けた話し合い（福祉委員会として単独で年2回以上開催）

(2) 地区内における見守りや支え合い活動等、地域福祉活動の促進に向けた普及啓発と働きかけ

(3) 地区内外の関係者や関係機関との連携、ネットワークづくり

(4) その他、当該地区に必要な活動

(交付基準)

第3条 いなべ市及びいなべ市社会福祉協議会は、福祉委員会を設置しようとする地区に対し、2ヶ年計画でその支援を行うものとする。

2 福祉委員会に対する助成金の額は、それぞれの年度区分（段階）及び活動内容に応じて、別表1に定める金額をいなべ市社会福祉協議会（以下「本会」）から交付する。

(登録)

第4条 福祉委員会を設置しようとする地区は、福祉委員会の設置にあたり、あらかじめ「福祉委員会登録票（様式第1号）」をいなべ市社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

(交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする地区は、福祉委員会の活動を行う年度ごとに、初年度については活動開始の1月前までに、次年度以降は当該年度の4月30日（休日の場合はその翌日）までに、福祉委員会活動助成事業申請書（様式第2号）を会長に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 前条に規定する申請があった場合は、その内容を審査し、助成金の交付の可否を福祉委員会活動助成金交付決定(却下)通知書(様式第3号)により、申請を行った地区へ通知するものとする。

(報告)

第7条 助成金の交付を受けた地区は、交付を受けた翌年度の4月10日(休日の場合はその翌日)までに、福祉委員会活動助成事業報告書(様式第4号)にその活動状況がわかる写真(1回の活動あたり2枚以上)、支え合いマップを添えて、会長に提出しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、福祉委員会活動助成事業の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

令和3年4月1日一部改正

令和4年4月1日一部改正

令和5年4月1日一部改正

別表1

区分(段階)	活動内容(交付条件)	助成金額 (年額)
1年目	(第2条第4項に定める内容のほか) 【必須】 ① 支え合いマップの作成	10,000円
2年目以降	(第2条第4項に定める内容のほか) 【必須】 ① 支え合いマップの更新 【選択】※下記の活動を一つ選択 ② 地区内福祉勉強会の開催 ③ 避難行動要支援者制度の推進 ④ 訪問活動 ⑤ 居場所づくり ⑥ 防災、防犯、環境美化活動 ⑦ 福祉委員会活動周知 ⑧ その他、地域課題に併せた取り組み	30,000円